

# 令和元年度川西市学校プール開放事業実施要綱

## 1. 趣 旨

生涯スポーツの普及・振興に寄与することを目的とし、児童を中心とした地域住民の健康づくり、体力づくり、さらには地域コミュニケーション等の場として位置付け、学校教育に支障のない夏休み期間中を利用して、学校プール開放事業を実施するものとする。

## 2. 実施体制等

主 催	川西市・コミュニティ組織
開放期日等	(1) 令和元年7月22日～8月27日の期間内に実施 (※土・日・祝及び学校閉鎖期間は除く) (2) 開放回数の指定なし。午前中の開催を原則とする。

## 3. 市とコミュニティ組織の役割分担

	市	コミュニティ組織
役割	学校プール開放事業全体の運営	各学校別プール開放事業の運営
	・要綱等の制定 ・管理者研修会、救助法実技研修の開催 ・傷害保険の加入	・学校プール開放事業の計画策定 ・学校プール開放事業の運営 ・事業内容の市への報告

## 4. 利用者の範囲

校区内の住民とする。ただし、幼児以下の者が利用する場合は保護者の付き添いが必要。

## 5. 利用者の責任範囲

- (1) 利用者(20歳未満の場合はその保護者。以下同じ。)は、学校の施設、設備を故意、過失により棄損し、もしくは忘失したときは弁償の責任を負うものとする。
- (2) 利用者は、利用に関して生じた一切の事故につきその責を負うものとする。

## 6. 中止の判断基準

暑さ指数(WBGT)31℃を超えた場合は開催しない。開放中に暑さ指数(WBGT)31℃を超えた場合は即時中止とする。

## 7. 主催者の責任

学校プール開放事業において、事故等が発生した場合は、主催者(川西市)が責任を持って対応するものとする。